契 約 変 更 理 由 書

神戸市

件　　名	総合児童センター移転整備　衛生設備工事（こども家庭センター）

契約変更後の工事概要

①推進工法取り止め
②1階及び外構排水管ルート変更
③湧水排水ポンプ（DP1-1～1-8）着脱装置取り止め
④１階外部足洗場系統　ガス給湯器（WHG-R-6）１台追加
⑤１階電話相談室　電気温水器（WHE-1-1）１台取り止め
⑥１階給湯室　電気温水器（WHE-1-2）１台仕様変更
⑦２階フリールーム　冷水器（WC-1-1）仕様変更
⑧２階厨房　フード消火設備追加
⑨洗面器・手洗器数量変更及び水栓・石鹸入れ自動化
⑩建築スラブ施工工法変更に伴う削孔工事追加
⑪厨房機器数量変更
⑫工期を令和４年７月 15 日から令和４年９月 30 日まで（77 日間延長）延期する。
　また、これに伴う共通費の変更を行う。

契約変更の理由

①原設計では、こども家庭センター及びこべっこランドそれぞれにおいて推進工法により下水引込を行い、１敷地２引込となる予定であった。しかし、事前調査で地中障害等が確認されたため、１引込で対応することとし、こべっこランド側にて推進工法を行うことになった。
②排水ルートについて、当初は下水引込位置が南西だったため、建物南側へ外構汚水桝を配置し、引込位置まで排水する予定であった。しかし、①の変更に伴い引込位置が北西となったため、建物南側の外構桝を取り止めてピット配管へ変更し、建物北側へ排水ルートを変更した。
③ピット内に侵入した湧水（海水）により着脱装置が錆び、当該ポンプの着脱が困難となるため。
④施設所管課の要望による。
⑤建築工事にて設置するため。
⑥施設所管課の要望による。
⑦施設所管課の要望による。
⑧消防の指摘による。
⑨施設所管課の要望による。
⑩建築工事における型枠工事について、原設計では通常の組立及び解体を伴う工法を採用していたが、デッキプレート工法に変更となった。それに伴い、設備工事でもスリーブ貫通のためデッキプレート削孔工事が必要となった。
⑪施設所管課の要望による。
⑫ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置（4 月 12 日告示）により、ロシアからの木材等の輸入が禁止されたため、パーティクルボード等建築材料の納期に遅れが生じている。これにより、本工事においても材料の手配に時間を要するため、置床工程及びそれ以降の工程にも遅れが生じており、令和４年９月 30 日までの 77 日の工期延期が必要となった。
　上記理由による本工事の工事延長を行い、現場管理費等が増加するため請負金額を増額変更する。

（公表様式第６号）